

### 第3回中間市人権教育啓発審議会 議事録

【日 時】 令和元年10月1日午前10時～同12時

【場 所】 人権センター

1. 開会のことば（安徳部長）

2. 開会のあいさつ（安徳部長）

3. 会長あいさつ

【仰木会長】 みなさんお忙しい中、今日はありがとうございます。さきの台風も他の県は被害があったようですが、中間市内では大きな災害もなく良かったと思っております。いよいよ本日は核心部分に入っていくと思いますので、皆様のご協力よろしく申し上げます。それでは提案よろしくお願ひいたします。

4. 議事

【事務局】 それでは、次第4の議事に入らせていただきます。

議事進行は、本会設置条例第6の規定により、「会長が議長になる」となっているため、これより先は議長に進行をお願いします。また、本日の委員の参加数は10名で過半数を超えておりますので、本審議会は成立することを冒頭に報告しておきます。では、改めて議長よろしくお願ひしますが、(1)の報告をしてよろしいでしょうか。

【仰木会長】 はい。それではよろしくお願ひします。

(1) 中間市人権問題に関する市民意識調査報告書概要版について〔報告〕

【仰木会長】 それでは概要版の検討に入っていきたいと思ひます。では、事務局の方からお願ひします。

【事務局】 「第三次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」の素案の誤植等の説明。  
(業者説明)

【仰木会長】 今の説明についてご意見をお願ひしたいと思ひます。

(2) 「第三次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」素案について

①第1章について

【A委員】 すみません。7ページ表記のことで8行目「2004年（平成16年）4月」、それと9行下の「2007年（平成19年）4月」の4月の4の表記が違っています。それを揃えて頂くのがいいと思うのと、それと数字のあとが微妙に半角

空いているとこと空いてないところがあり、気になるところがありますので、その辺揃えた方がいいのかなと思います。細かくて申し訳ありません。以上です。

【仰木会長】 はい。今の似たようなご指摘について。

【事務局】 フォントの調整についてはどちらかに統一していきたいと思います。

【B委員】 質問があります。2 ページの上から 6 行目「しかしながら、家庭・学校・地域社会」と書いてあります。それから地域社会というのが、読んだら 5 カ所出ております。それ以外は全部地域なんです。地域社会と地域をどういう風に使い分けしてあるのかと、それによっては地域社会のところを地域に変えたり、地域のところを地域社会に変えたりする作業が要るのだと思いますので、それをどういう風に整理をされて言葉の使い分けをされてるのかというのが 1 点です。

【仰木会長】 はい。今のご質問について。

【事務局】 基本的にこの指針につきましては、前回の計画の文言を踏襲させて頂いて作成しております。新たに付け加えたのは、先ほどのいじめ、マイノリティ、ヘイトスピーチ、そういったところでございます。前回の中では議論にはなりましたでしょうか。

【B委員】 前の時に使ったのは、地域社会というのは地域コミュニティという考え方です。地域コミュニティ作りをしなきゃならんから、そういう考え方に基づいた場合は地域社会という言葉を使おうと、いわゆるなになに地域という広い場所を指す場合は地域というふうに使おうということで、前の場合は使い分けた。だから例えば、高齢者の人達を見守るのは地域コミュニティで見守らねばならんと。地域で見守るのではない。コミュニティで見守らねば意味がないということで、地域社会という考え方を使った訳です。

【事務局】 そういった視点で、前回の計画を受けて作る訳ですので、その視点を持ってまた編集させて頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

【B委員】 それでは、何点かいいですか。まず 2 ページの上から 3 行目、憲法の理念を踏まえてというところですが、基本的人権を尊重すると書いてあります。そのあと地域社会と書いてある。これは地域社会の意味がそのままコミュニティですから、いいと思うんですが、憲法をもういっぺん見直したら「基本的人権が守られ尊重される」という考え方なんです。「守られ」という考え方がいるような気がするんです。だから私は「基本的人権を守り尊重する」という、そこの尊重の前に守りという言葉を入れた方が憲法の理念が生かされるのではなからうかというふうに思いました。

それから真ん中ころ、ヘイトスピーチと書いてあるところの下です。「ヘイトスピーチ、性的マイノリティへの」と書いてあります。この上は「ハン

セン病に対する」と書いてあるんですよ。だから同じように「対する」にした方が読みやすいのではないかと思います。それから、そのすぐ下です。「子どもから高齢者まで」という書き方してあります。これが文の終わり頃には「全ての市民が」と書いてあります。全ての部分は漢字を使ったり平仮名を使ったりしていますので、「全ての」というふうに入れられた方がはっきりするんじゃないかと思います。

それから、その下です。「市民がいきいきと安心して暮らせる環境づくりをめざす中間市において、極めて」ですかね、「中間市においては」は要りません。その方が文章上きちんと分かるんじゃないですか。

それから、下から6行目「本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進する」と書いてあります。ここは「推進していく」でしょう。「推進していく」という書きの方が、この計画に合うのではないかと思います。

それから3行下です。「さらに、本基本計画をもとに」よりと書いてあって、また次に「より」と書いてありますね。よりよりが2つあります。次のよりは総合的の前に掛かっています。なら総合的によりが掛かるんじゃないくて、総合的効果的により推進してと、推進の前に掛かると思うんです。国語の考え方で言ったら。その「より」は推進の前に持ってくるか、どっちか消された方がいいんじゃないですかね。敢えて「より」は使わなくてもいいんじゃないかとか思います。2つとも。

その次一番下、これ全文を通して気になったのは「実効ある施策の推進に努めることとします。」と書いてあります。「なんなんにすること」という表現がとても多いんです。普通「なんなんにすること」とかあまり使いませんので「なになににします」でいいんじゃないですか。簡単に「推進に努めます」で。と、私は思いました。その方が見やすいと思いました。

それから3ページの「本計画の性格」ですが、ここは、前の場合は「ですます」の「ます」が全部使っているんですね。1ページは。だから「ですます」の「ます」だったら「ます」の方がいいんじゃないと思います。「基本計画は次の性格を有するものです。」ではなくて「有しています。」というふうに「ですます」の「ます」に変えた方がいいんじゃないかと思います。全部ですね。

それから、その①の2行目です。これは要らんじゃないかと。「人権啓発の推進に関する法律の主旨に沿って」と書いてあります。「主旨」は要らずに「法律に沿って」でいいんじゃないかと思います。法律には沿わんといかん訳ですから「主旨」は要らないと思います。

その下の「解決を目指すものです」を「目指しています」というふうにしてしまえば、その方がいいんじゃないでしょうか。

その次、ちょっと無理があるかな？と思ったのが「担い手は市民と行政であるとの理念の下に」と書いてあります。「理念」という言葉がいっぱい出てくるんですよ。適当な言葉が思いつきませんでした。もっと分かり易い言葉にされた方が読みやすいのではないかと思います。

それから一番下「啓発を推進するためのもの」じゃなくて「啓発を推進します」でいいんじゃないかと思います、簡単に。

それから3番の一番最後も「図ります」と。それから、その次のところは一番最後の「策定するものです」ここも「策定します」でいいんじゃないかと思ひます。

それから次がちょっと引っ掛かったのが「人権をめぐる現状の明示」のところが「市民一人ひとりが現状や課題について正しく認識し、認識を共有する」と。「認識」「認識」とダブっているから「正しく認識し共有する」で「認識」は消されていいんじゃないかと思ひます。

次の「あらゆる場における取り組みの必要性の明示」のところの2行目「市民一人ひとりがあらゆる機会を通じて取り組みをすすめることの必要性」すすめることの…と書いてあるけど、すすめる必要性を明示しますと、敢えて「ことの」を入れてなくてもいいんじゃないかと思ひました。

ついでに全部言いますが、4ページの①、文章は正しいと思ひますが、全文どこも区切ってないです。これひと文になってるんですよ、7行か8行が。「。」がどこもないから全部繋がってるんですね。だからどこかで2つに分かれるような書き方をされた方がよく分かるのではないかと思います。私がもし書き直すとすれば「第2次中間市人権教育」というのが途中、真ん中にありますよね。そこからスタートして「国のは」と後に付けるかなと、そしたら「。」ができるかなと思ひました。

その次5ページの真ん中ころ。ここはちょっとおかしいんじゃないかというところがありました。真ん中ころの「その役割を果たしていくことは」というのがありますね。「国は」と書いてあるところから4行下です。「その役割を果たしていくことは『人権の世紀』である21世紀に向けた」、「向けた」と書いてあります。違うんです。21世紀を『人権の世紀』としようという考え方だから、21世紀イコール『人権の世紀』という考え方だと私は思ひます。そうなるとそこは「『人権の世紀』である21世紀に向けた」ではなくて「21世紀における」という考え方だと思ひます。

その次がその文章の途中で切れてるところの「国において」のすぐ上です。「正しい理解や実践する態度が、未だに国民の中に定着していない」と書いてあります。それは「国民の中に未だに」でしょ。「未だに」をそこに持ってこないとおかしいんじゃないでしょうか。定着していないのが国民、未だ

に国民じゃないから。定着していないのは「未だに」だから。

それから一番気になりましたのが、平成28年に3つの法律ができましたね。2016年全部書いてありますけど、基本的には例えば5ページの一番下、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」というのでありますよね。これ基本的には障がい者差別の解消法といわれてます。そしてその後にこの詳しい文言が入ってくるのではないかと思うんです。今いわれている市民の多くの人達がいわれている名前と言えば、そこは障がい者差別解消法というふうに書かれて括弧してその後に書いた方が、より分かり易いのではないかと思います。最近の分だけでいいと思います。

その下は、ヘイトスピーチ解消法ですね。ヘイトスピーチ解消法ですから、それはヘイトスピーチ解消法と書いて、その後にカッコして書かれた方が見やすいんじゃないかならうかと。

その次、6ページの一番上は「部落差別解消推進法」。これも「部落差別解消推進法」と書いてあってその後に括弧して書いた方がいいと思います。一番は新しい法ができていることを市民の人達がきちんと理解するためには、よく使われている単語を並べた方が分かるんじゃないというふうに思いました。

その後の真ん中ころの「また、国の人権教育のための国連10年に関する～」って書いてあって、その下に「この計画の理念である」とまたそこに「理念」という言葉が使われています。これは「この計画に示されている」でいいんじゃないかと思うんです。わざわざ「理念」というふうに書かなくても読みやすいのではないかと思います。

その下の「活動の成果と手法への」と「への」という使い方がしてあります。今までは「対する」という言葉を使ってあったんですが「手法について」という言葉でいいんじゃないですか。なんか無理に「への」を使わなくていいんじゃないかと。

7ページ、2010年、真ん中ころの下「2010年」と書いてあるところの上です。「より効果的で総合的な取り組みができる機構になりました」というふうになりましたが、これは「機構に」ですかね。「機構と」ですか。その「に」と「と」の使い方がちょっと私も迷いました。ですが、私は「と」じゃないかと思っています。

その下「さらに～」という下から5行目です。「さらに、基本計画を具現化するための『中間市人権教育・啓発行動計画』を設定し」と書いてあります。普通「設定し」というのはあまり使わないと思うんですよ。だからもし言うんだったら「計画を定め」でいいんじゃないですか。

その一番下「市民一人ひとりが基本的人権を尊重する」と書いてあります。

そして「差別を許さない」と書いてありますよね。そうじゃなくて私は「市民一人ひとりが基本的人権を尊重しあい」と「しあい」と。差別を許さないというふうな考え方じゃないかと思います。

最後 8 ページの文、上から 2 行目にも一番最後に「設定し」と書いてあるんですよ。これも「設定し」というのはあまり使わないかと思います。下から 2 行目の「この調査結果を検討することにより」と書いてあります。「検討して」でいいんじゃないですか。そんなふうにできるだけ日常的に使う言葉にしてもらった方がパブリックコメントする時に読みやすいのではないかと思います。以上です。

【仰木会長】 はい。今のご指摘について、他にご意見なりあれば。では、今のご意見を通して事務局から文言の調整をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では次に進みたいと思います。

## ②第 2 章について

【事務局】 「第三次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」第 2 章の内容等の説明  
(業者説明)

【仰木会長】 はい。今のご説明について意見等ございましたらお願いします。

【B 委員】 9 ページ、4 行目「特徴を把握することを試みました」と書いてあります。ここも「こと」になっています。「特徴の把握を試みました」でいいんじゃないですか。

それと非常に気になったのが、この下の表のところに「あまり関心がない、ほとんど・全く関心がない」というのがあります。これをトータルすると 35% なんです。そうすると市民の 1/3 以上が全く関心がない、と考えていることは大変な問題だと思うんです。それを下の方に関心度の比較的低い年代は、とそこで括ってではありますが、やっぱり 1/3 というのは大きな数字だから、それは上に上げてもらいたいです。

それと下の方のアミ掛けをされてるところの「関心度が比較的低い」の「比較的」は消していいんじゃないでしょうか。「関心度の低い年代」として頂いたほうが、はっきりとよりの確に問題点が指摘できるんじゃないではと思います。1/3 以上あるというこの「あまり関心がない、ほとんど・全く関心がない」というのも、上の人権問題については比較的関心があると書いてあります。その後続けて、やっぱりこういう現実があるということは明記していたほうがいいんじゃないですか。

その次、11 ページ、「関心のある人権問題」の上から 5~6 行目「年代別にみる」とあります。「年代別にみる」のところが写ってなかったんだけど、そこ 80~69 でいいんですか。「年代別にみると」があつて 69 歳というのは

写っているけど左側が写っていないですよ。60～69歳のところについて、そこは分かりました。ここを見たらこの通りだというための表がないですね、この中に。別な表でこれは分析して書かれたということなんですよ。この判断根拠はどこにあるんだということを明示した方がいいと思います。なぜかという、今度書かれたこの文章は市民と行政の課題だというふうに基本理念に書かれています。書かれてある以上、市民も現実を理解した方がいいと思うから、年代別に分けて示した方が分かり易いのではないかと思います。

その次の12ページの「人権を侵害された経験とその内容」のところの上から4行目「50歳以下で侵害された経験を持つ人の割合が比較的高くなっています」と書いてあります。これも表がありません。年代別に分析されているところが全部表がないんですよ。それはやっぱり分かるようにしてもらった方がパブリックコメントする時に市民の方は判断しやすいのではないかと思います。

その下の文章、このほうがいいのではないかと思います。アミ掛けしてあります。「地域・家庭・職場・学校における…から無理じい・嫌がらせの根絶を目指した取り組み及び…」と書いてあります。これは及びではなく、取り組みとともにではないですか。「…取り組みとともに、近年」と繋がるんじゃないかと思います。そしてそこが「である調」になっているんですよ。「必要です」でいいんじゃないでしょうか。

その次、ちょっと気になったのが、「人権問題を解決するための望ましい方法」で、上から3行目「わざわざとりあげないで、そっとしておく方がいい」が26.1%。これはどこに集中しているかといったら、年代別に書いてありますが、60～70歳に集中しています、今度の実態調査では。何故、ここで集中しているのかと思ったのですが、私の考えでは中間市が同和教育を始めたのが昭和40年以降なんです。同対審の方針が出たのも。この年代の人々は学校で同和教育を受けてないんです。だから色んな間違った理解、知識を持って今まで生きています。そういう人達はこういう考えになる訳です。学校での同和教育との関連性があるような気がします。中間市が同和教育に取り組んだのは40年以降ですが、私が記憶していることでは部落差別という言葉、子ども達に投げ掛けたのは昭和45年前後です。そして昭和50年代頃ですね。昭和50年ということは1975年です。その年代の人達が45足せば60歳になります。60歳というのはギリギリ同和教育を習ったか習ってないかの年代なんです。それが影響しているというふうに思います。そのことをちょっとふれた方がいいのではないかと思います。学校教育が大事だと書いてある訳ですから。学校教育がいかに大きく同和教育の解決に繋がっているかということを示している数字でもあるわけです。中間市の歴史はそうなっている

ますので、それとの関係は無縁ではないのかなと思いました。

「インターネットによるプライバシーの侵害」等の差別行為が存在することは確かなことであり、「わざわざとりあげないで、そっとしておく方が良い」と書いてあるのを、誤解という言葉が入れてあります。そっとしておく方が良いということと誤解とは違うんじゃないでしょうか。誤解という言葉は適当ではないと思います。誤解というのは間違っているということだと思いますので、どんな言葉が正しいのか分かりませんが、誤解という言葉は検討された方がいいんじゃないかと思います。

その後（2行下）は「必要です。」ですよね。先ほどの田添さんの説明で表の中を○で囲ってある部分、それは中村先生のまとめの中に全部入れてあるとのことですが、気になったのが、その表の分だと「差別をなくすための解放運動を積極的に取り組むべきだと思う」人が6.1%、前回から比べた半分以下に減っています。一方、国は差別が残っている、差別に取り組まなければならないと訴えているのに、中間市は半分以下に減っています。それともう一つは「わざわざとりあげないで、そっとしておく方が良い」これが伸びています。これは差別に対して否定的な考え方が伸びたということです。これは取り上げないでいいのでしょうか。市民にこういう課題があるということを示したほうがいいんじゃないかと思うんです。半分以下になったりものすごく増えたということは、市民が非常に考え方が変わってきたという証拠だと思います。

その次の「子どもの人権を守るために必要なこと」の文言の修正ですが、一番最後の「子どもの人権を守るために必要なこととして」の「して」はならず、「必要なことと挙げています」で意味は通じると思います。

それから下（アミ掛け部分）も「示唆されています」「求められています」ですね。それとここも気になったのが○で囲んである部分、24年度と比べたらずいぶん減っています。例えばいじめ問題を前に進めていくために、あるいはいじめ問題を起こさないようにするために、2番目も8番目も大事なことです。それが減っているは問題だと思います。プラスの意見が減っていることに何もふれないでいいのでしょうか。

そしてその次の高齢者、上から4行目「…ています。」と書いてあります。これを年代別にみると…と書いてありますが、改行した方が読みやすいんじゃないでしょうか。他のところは全部、結果のところは改行してありますから。

その下から3行目「…を挙げ最上位となっている」は「なっています」ではないですか。これも年代別は表がありません。年代別は全部表がないんです。市民が見て分かるような表があるんじゃないかと思います。そしてアミ



掛けしてあるところの2行目「…結果となっている」は「…結果となっています」。最後の行「必要がある」は「必要です」でいいんじゃないでしょうか。

そして16ページのアミ掛けのところ、「推進していく必要がある」は「推進していくことが必要です」という書きの方がいいのではないのでしょうか。

それからこれも上から○で囲んであるところ「障がい者の人権に関して、教育・啓発を通して住民の意識が高まるように努める」というのは、障がい者の問題についての前進的な解決をするためのひとつの道筋です。それが減っています。16.9ポイントだったのが、10.8ポイントになっています。

その次「学校教育の中で、障がい者の人権に関する教育を充実する」これも減っています。つまり障がい者教育を推進することに対する大事なことを、市民が減った数字で答えています。これも何もふれないでいいのか。

最後の17ページの外国人のところです。基本的にちょっと引っ掛かったのは一番下です。「交流だけでなく具体的な外国人の受け入れ体制についての選択肢も多く挙げられています」と書いてあります。これは「外国人の受け入れ体制」じゃなく、今、中間市に住んでいる外国人と私達が共に一緒に暮らしていくという考え方だと思うのです。受け入れる問題ではないと思う。どうしたら一緒に暮らせるか、という問題だと思います。私は「外国人の受け入れ体制に」を消して「外国人と共に生活していくためには」と、一緒に生活する、それをどう考えるかという問題だと思うのです。我々市民としては一緒にどう生活していくかという問題ではないのでしょうか。だから「外国人と共に生活していくためには」とかえた方がいいと思いました。そしてこれも外国人と一緒に生活していくために、例えば外国人と共に生活しやすい取り組みの数字が全部マイナスになっています。だからここも何かふれた方がいいのではないかと思います。外国人も一緒に生活しようとすれば、これはふれていかねばならないのではないのでしょうか。そこが逆になっています。読んでおかしいなと気になったところです。

【仰木会長】 はい。今、指摘のあった特に5番目の共生していくという視点をもう少し盛り込むというか、整理の必要性があったと思います。他にご意見は。

【C委員】 第2章のアミ掛けのところ、最後、文言がそれぞれ違ってきています。そこをもう1回再検討して「…です」という形にしてほしいです。同和問題でも「寝た子を起こすな」という感じがずっと元に戻ってきている。「今更何を言うか」と特に高齢者はそんな人が多いです。そういう事実を少し出しておかねばならないと思います。

【仰木会長】 全体に通じる場所ですね。

【B委員】 私が思ったのは、表の○で囲んである部分、確かにいいのだけど、文章上、何

もふれられていないので、そこはふれられたほうがいいのではないかと思います。そして中村先生の最後の部分に書いてありますが、これは総論です。今はそれぞれの各論ですから、各論は各論でやっぱりきちんとふれるほうがいいのではないのでしょうか。

【仰木会長】今、ご指摘のあった点を受けてよろしくをお願いします。

【事務局】再検討して参ります。

【仰木会長】ではその次、第3章「基本計画の方向性」よろしくをお願いします。

## ②第3章について

【事務局】「第三次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」第3章の内容等の説明  
(業者説明)

【仰木会長】今のご説明について意見等ございましたらをお願いします。

【B委員】文章上で言ったら、真ん中ころの「近年の世界に目を向けると」とあります。わざわざ「近年の世界に目を向けると」と書かなくても「近年は」でいいんじゃないのでしょうか。

そのあと、ちょっと引っ掛かったのが「人権尊重のまちづくり」と書いてあるところの2行下「憲法で保障されている具体的な権利・自由というよりも」とあります。これは「憲法で保障されている具体的な権利・自由」という言葉を使うのか。憲法では何が示されているのと言ったら基本的な人権という言葉が示されています。基本的な人権という言葉がそこに出された方がいいんじゃないと思います。その方が憲法で謳っている精神が皆さんに浸透するのではと思います。そして「その大もとにある」という言葉は要らないのではないのでしょうか。根源的という言葉は大もとという意味ですから。「根源的な人権を」でいいと思います。

それからアンダーラインを引いてあるところ、できるだけ人権の定義を分かり易く工夫されたのだと思います。大変良く整理されていると思うんですが「人権とは、一人ひとりが人間として生きていく上で欠かすことのできない権利であり」と書いてあって、また一番下に「欠かすことのできない権利である」と書いてあります。両方欠かすことのできない権利であると書いてあるんですね。これは分かりにくいから、もし私が書くとすれば「一人ひとりの人間として生きていく上で最も大切に、守るべき権利である」とそして最後に「欠かすことのできない」とした方が読みやすいのではないかと思います。意味は変わらないと思います。

それとその下です。これはあった方がいいと思いますが、一番上は「気づけなかったあり」では意味が分からない。そこは間違いだと思います。

20ページの基本理念のところ、大きな字で書いてるところの上から3行目

「部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者」その害は平仮名だと思います。

その次、分からないのが下から3行目「市民一人ひとりが日常生活の中で、基本理念を意識して行動していくことで、中間市で育つ子どもから大人まで、誰もが自分らしい生き方をすることができる」また文章がつながって「できる」と。文章をどこかで切った方が読みやすいのではないかと思います。

そして分からないのが下から2行目「差別や偏見を見抜き、許さない市民等」ここで「等」という言葉が初めて出てきました。今までは全ての市民がなどと表現してありました。これは統一された方がいいのではないのでしょうか。

21 ページの一番上「中間市が行う」とあるが、そこは「中間市が取り組んでいる」ではないのでしょうか。そしてその次の2行目「人権尊重に対する理解を深め、正しく身につけることを目的とした教育活動です」と書いてあります。私が思うのは「人権尊重に対する理解」ではなく、理解を超えた「認識」ではなかろうかと。理解だけではだめだと。「認識」というのは差別をなくするという行動が伴うことですから。そしてその後「人権啓発とは、市民の間に」と書いてあります。文章をちょっと移動して「人権尊重思想の普及高揚を市民の間に図る」とそこに持ってこなきゃいけないんじゃないでしょうか。それを市民の間に図るんでしょ。その方がよく分かると思います。

その下「市内に暮す全ての人々」すべてはここだけが漢字になっています。ほかはすべて平仮名です。そして次「あらゆる場面に生かすことができるような人権意識の高揚に取り組みます」そうではなく、ここは「高揚を目指す」ではないのでしょうか。その後「また、人権文化を広く」と書いてありますが、それも「市民に人権文化を広く」と移動させないと分かりにくいと思います。

それから最後ノーマライゼーションの前のところ「交流や体験活動等を積み重ねながら差別を許さない社会風土を培い」とあります。ずっと今までの文章は「差別を認めず許さない」という考え方が浸透されております。だからここは「差別を認めず許さない」と前から繋がっている内容でまとめられたほうがいいのではないのでしょうか。

22 ページの「基本理念を実現していくための基本目標」のところ。「基本目標(1) 人権についての知識と理解を育てる」ではなく、そこは「正しい知識と理解」と。間違っ理解しているわけですから。「正しい知識と理解を育てる」がいいんじゃないですか。その次2番目と3番目、4番目全部一緒ですが、主語が何にもないんです。誰がどうするのか。何がどうするのか。主語がないのです。主語が何かいるのではないかと思います。1番だけは「人権は一人ひとりが」と書いてあります。2番目と3番目、4番目には何も主語が

ありません。しょっぱなから文章が出てくるから、主語がいるのではないかと思います。

それと2番のところ「差別や偏見に対して敏感に気づく心をはぐくむ」と書いてあります。中間市の場合は実態調査に見られたように、差別や偏見に対しては間違っ理解しているんですよ。一定のことは知っていても間違っ理解していることが問題なのです。ということは「はぐくむ」ではなくて、正しく伸ばしてやること、正しく理解させることが問題だと思うのです。もう間違っ育まれているわけです。だから間違っ育まれていることの問題を気づかせなきゃいけないんじゃないでしょうか。それを問題提起するべきだと思います。

それから一番最後「十分に推進できるための」この「ための」は要らない。「推進できる人権が」でいいと思います。それから最後の施策体系の基本目標1、2、3、4の1の「人権についての正しい」とそこに正しいという言葉を入れたほうがいいと思います。

2番「人権問題を解決しようとする力を育てる」というところに、色んな立場の人を研修すると書いてあります。これは大事なことです。ところがどういう形で研修するかということが抜けています。左側には「参加型学習など工夫する」と書いてあります。研修のスタイルが要ると思います。

4番「人権が大切にされる環境を整える」で、これには色んな「体制の充実」というのが書いてあります。これはこれでいいと私は思うのですが、左側と比べるといじめや虐待、セクハラ、パワハラとかそういうものが現実に中間市の公的機関の中で起こっていないかどうかということを検証するのが先ではないかと思うのです。現実を踏まえて考えなきゃいけないからですね。そういうことをどこかで検証せねばならないと思います。本当は一人ひとりが検証するべきなのですが、それは出来ないと思うので、例えば学校とか役所とか公民館とか色んな公的機関といわれるものの中でパワハラとかセクハラとか、そういうものが知らず知らずのうちに現実になされてないのか、それが先に検証されないとどれだけ「充実する」と言っても一緒だと思います。その検証が必要ではないでしょうか。以上です。

**【議長】** 今、出されたご意見についても十分に論議しながら、反映されたものに仕上げたいと思いますので、そういう方向でよろしいでしょうか。

**【事務局】** 1点、即答できるものがあります。20ページで「市民等」について言われましたが、条例で「市民及び事業者（以下「市民等」という。）」と規定しましたので（上から4行目）それでご理解頂けたらと思います。他については色々検討していきたいと思います。

**【B委員】** はい、了解しました。

【仰木会長】今、重要な質問もありましたし、事務局ともその点を受けて調整させて頂きたいと思います。大体通して意見を頂いたのですが、その他にも追加でご意見がありましたら、よろしくお願ひします。お気付きの点とかあれば、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、委員の方からも色々ご意見ご指摘頂きまして有り難うございました。今日の検討は一旦終わらせて頂いて、あとは事務局から連絡等があればよろしくお願ひ致します。

## 5. 事務連絡

【事務局】議事進行有り難うございました。今後の審議会及び基本計画スケジュールについて。皆さんには負担を掛けると思うんですが、審議会のペースが約月一であります。お手元のピンク色の封筒が次回の開催の通知となっております。10月29日の火曜日の10時、次回の審議会の日程となっておりますので、郵便で送るところを今日お手元に置かせて頂いております。まずこれが1点です。その時も今回と同じように、今日頂いた意見の修正したものと、今度は会長と副会長と相談したものが4章の審議、1章だけになるんですが、4章からは前回の審議会の骨組みとか章立てのところであったように、4章からは施策の方向性、5章からは分野別、実際の具体的な検討に入っていくと思いますので、ここは1章だけの検討という形ですすめていきたいと事務局としては考えています。先ほど申し上げましたように、今回の修正版と加えて4章の部分を事務局の方もなるべく急いでお渡ししたいと思いますが、おおむね1週間から5日ほどで、郵送で送付する形になりますので、また10月29日の前にはお届けしますので、一応目を通して頂いて10月29日にお越し頂ければと思います。

事務局も先ほどの1章から3章までの意見は、会長もおっしゃられたように、様々なご意見は反映させて頂きませんが、中には特に2章のパートの部分は、まだちょっと議論致します。このパーセンテージが減っているぞ、というところの囲みは、実は皆さんで審議して頂いた調査票に調査項目を全く24年と同じのものにはせず、今回新しい項目を増やしているのです。例えばこの設問とこの設問のパーセンテージが減っているじゃないかとか見かけ上は見えるんですけども、実は下の方に24年度に調査していない設問の方に回答が集中しているため、結果的に前回と比較すると回答が減っているということも考えられます。その辺は全体の調整とデータに関しては分野別のデータを5章に設けるといふように、章立てをしましたので、ご意見にあるように、もっとも目立たせるべきトピックスとして、2章の方に持ってくるかどうか踏まえて、全体を検討して修正案を考えて行きたいと思っています。

また4章も含めて修正案を出します。これは事務局も言っておりますよう

に1章から3章を、今日もう議論が終わったから触れないという訳ではもちろんありません。当然後が変わってくる部分と、特に分野別のところは、今回の2章とか3章は方向性がある初めてなので、また却って、こういう風になると、前は2章の時、3章の時あったけど、ここやっぱりデータがあった方がいいなとか、またそういうご意見は随時取り入れていこうと思っています。会長・副会長と相談しながら進めて参りたいと思います。

10月29日が4回目ですけど、第5回目は11月の下旬を考えております。但し11月の最終火曜日はここ何年かは議会の初日と重なっています。この議会の初日と重なるようであれば、その前の週が火曜日は19日だと早すぎるので、11月21日の木曜日とか20日の水曜日を第1候補として検討しています。議会の日程が確定ではないようなので、例えば12月の1週目にずれるようであれば、今までの流れ通り11月の最後の週の火曜日にさせていただければと考えております。こちらについて10月29日までに確定していれば10月29日に審議会を開催した時に通知をさせて頂く形になります。以上、長くなりましたが事務連絡となります。

本日の審議内容、事務連絡としてお伝えしました内容はじめ、人権について中間市にとって大切な分野と考えております。皆さまに頂いた大変重要な多数のご意見、まずこの素案にできる限り反映させて頂き、なおかつパブリックコメントも当然考えております。こちらが大丈夫と思ったものについてもパブリックコメントでは、こういうふうな誤解を受ける可能性があるとか、検討は100%にはならなくても出来る限り100%に近づけるように、この貴重なお時間を使わせて頂きたいと思っております。今後とも変わらぬご助力を頂けると幸いです。

## 6. 閉会のことば

**【事務局】** 皆さま、長時間に渡る会議、大変にお疲れ様でした。これもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。本日は有り難うございました。